５　住民税

住民税とは，住所地の県に納める県民税と市・町に納める市・町民税を合計したものをいう。税金を負担する能力がある人が均等の額によって負担する「均等割」とその人の所得金額に応じて負担する「所得割」がある。

(1) 基準日

住民税の基準日は１月１日の住所地となる。したがって年の中途でＡ市からＢ市に転居した場合でも，１月１日の住所地がＡ市であれば住民税の課税はＡ市が行う。

(2) 課税対象

住民税の課税対象となるのは，前年の１月1日～12月31日までの１年間の所得である。前年に所得がない新規採用者等の場合には課税されない。また，生活保護法による生活扶助を受けている人や，未成年者，障害者，寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が 135万円以下（給与所得者の場合，年収 2,044,000円未満）の場合も課税されない。

(3) 納税

地方税法

第321条の3

６月から次年５月までの毎月の給与から天引きにより納税する（特別徴収という。）。住民税は所得があった年から，約半年遅れの後払いになっているため，たとえ，退職して収入のない人や，無給休職で収入のない人の場合でも，住民税の納税が必要な場合がある。

(4) 計算方法

住民税は県民税と市・町民税を併せて計算する。住民税には所得に応じて計算する所得割と，原則として住民１人につき一定額を課税する均等割がある。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住民税 | ＝ | 県民税  所得割 | ＋ | 市・町民税  所得割 | ＋ | 県民税  均等割 | ＋ | 市・町民税  均等割 |

ア　所得割の計算

県　民　税　＝　課税所得金額　×　４％

市・町民税　＝　課税所得金額　×　６％

※　課税所得金額の所得の計算方法は所得税と基本的には同じだが，所得控除額は，人的控除（基礎控除，扶養控除，本人控除等）の金額が異なるほか，生命保険料控除及び地震保険料控除の計算方法が異なる。

イ　均等割の税額

県　民　税　　　2,000円

市・町民税　　　3,500円

※　県民税均等割額 2,000円のうち 500円は，「いしかわ森林環境税」として，森林環境保全のために使われる。

(5) その他

前年に所得がある新規採用者等に住民税の納付書が直接自宅へ送られてくる場合があるが，教育事務所に連絡し手続きすることによって，他の職員同様，給与天引き（特別徴収）できる場合がある。給与システム対象職員以外については特別徴収対象外である。

3 - 118の2